

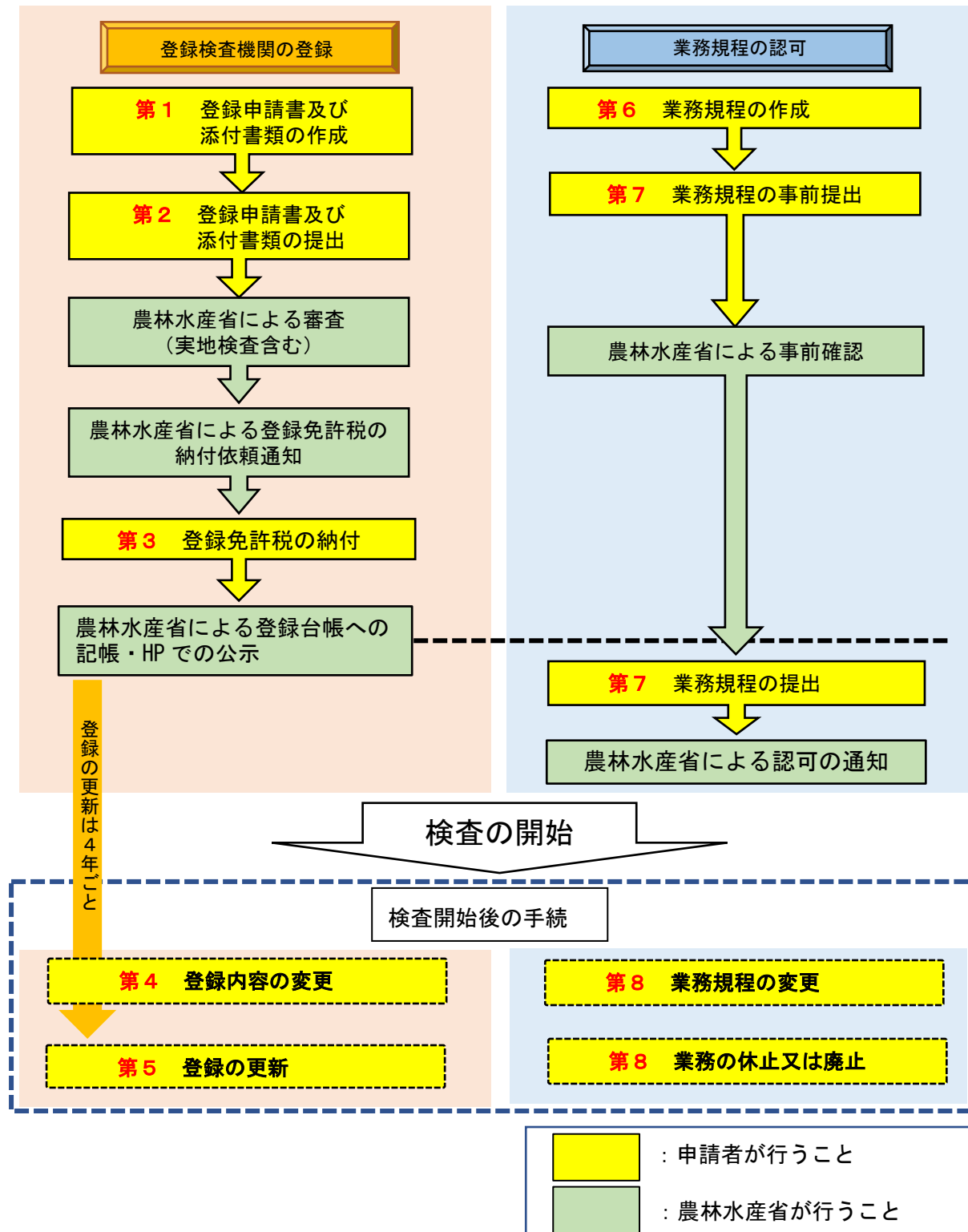
登録検査機関の登録申請等手順マニュアル

目次

第 1	登録申請書及び添付書類の作成	P3
第 2	登録申請書及び添付書類の提出	P37
第 3	登録免許税の納付	P39
第 4	登録内容の変更	P42
第 5	登録の更新	P47
第 6	業務規程の作成	P50
第 7	業務規程の（事前）提出	P70
第 8	業務規程の変更及び業務の休止又は廃止	P72

登録検査機関が検査を開始するまでの手続の流れ

- ① 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）に基づき登録検査機関が検査を行うためには、「登録検査機関の登録」及び「業務規程の認可」を受ける必要があります。この別紙を参考に、必要となる書類の作成や申請を行ってください。
- ② 法令上、業務規程の申請は登録検査機関の登録後に行うこととされていますが、登録後に検査を速やかに開始できるよう、業務規程の事前提出を受け付けております。



第 1 登録申請書及び添付書類の作成

登録検査機関の登録の申請に当たっては、法第 10 条の 2 及び植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）第 30 条に基づき、申請書及び添付書類を作成する必要があります。それぞれのマニュアルに従い作成してください。

【必要な書類一覧】

1. 登録申請書『マニュアル①』

2. 添付書類

（1）申請者の履歴事項等を確認する書類

- ① 定款（申請者が法人の場合に限る。）
- ② 登記事項証明書
- ③ 申請の日に属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。
ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録
- ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

（2）検査業務の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類
『マニュアル②』

（3）検査業務の実施方法に関する事項を記載した書類『マニュアル③』

（4）検査以外の業務を行っている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項を記載した書類『マニュアル④』

（5）法第 10 条の 4 第 1 項各号の規定に適合することを説明した書類『マニュアル⑤』

なお、これ以外にも参考となる資料の添付を求められる場合があります。

【登録申請書の記載例】

○年 ○月 ○日

農林水産大臣 殿

申請者名 公立大学法人 植防大学 ①
住 所 神奈川県横浜市 100 丁目 100 番地 1 号
代表者氏名 学長 植防 太郎

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書 ②

③

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 10 条の 2―~~（第 10 条の 5 第 2 項において準用する第 10 条の 2）~~の規定に基づき、登録―~~（登録の更新）~~を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項―~~（第 31 条の 6 において準用する規則第 30 条第 2 項）~~に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

- 1 登録を行おうとする区分 ④
精密検査、目視検査
- 2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無 ⑤
無
- 3 検査を行う事務所の所在地 ⑥

事務所名	所在地
農学部 農学科 農学研究室	神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 1 号
遺伝子診断センター	神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 2 号
農学部 農学科附属研究センター	東京都江東区 100 丁目 100 番地 1 号
遺伝子診断センター農場支部	神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号

- 4 検査を行おうとする区域 ⑦

事務所名	区域
農学部 農学科 農学研究室【目視検査における主たる事務所】	目視検査…神奈川県全域 精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 1 号
遺伝子診断センター【精密検査における主たる事務所】	精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 2 号
農学部 農学科附属研究センター	目視検査…東京都北区、板橋区、練馬区、中野区
遺伝子診断センター農場支部	精密検査…神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号

【記入上の留意事項】

- ① 「申請者名」、「住所」、「代表者氏名」を以下の記載内容に従って記載してください。押印は不要です。

事業形態	記載事項	記載内容
法人	申請者名	定款に記載される商号
	住所	登記事項証明書に記載される事務所（本店（本社））の住所
	代表者氏名	役職名及び氏名
個人	申請者名	氏名
	住所	登記事項証明書に記載される住所
	代表者氏名	記載不要

- ② <登録の更新>を抹消してください。
- ③ <第10条の5第2項において準用する第10条の2>、<登録の更新>、<第31条の6において準用する規則第30条第2項>を抹消してください。
- ④ 登録を希望する検査の区分を、法第10条の2第1号から第4号までに定める検査の区分（下記に掲げる区分の略称でも可）から選択し、記載してください（複数可）。

法第10条の2の検査の区分	区分の略称
1) 植物の栽培地における検査	栽培地検査
2) 消毒に関する検査	消毒検査
3) 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査	精密検査
4) 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	目視検査

- ⑤ 法第10条の3では、登録を受けることができない者の要件を定めています。以下に掲げる要件に該当するか否かを「有」又は「無」で記載してください。なお、「有」の場合は登録を行えません。

（参考：植物防疫法第10条の3）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第10条の15第1項から第3項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに、前2号のいずれかに該当する者があるもの

⑥ 検査業務を実施する事務所名及びその所在地を全て記載してください。

⑦ 事務所名欄には、上記⑥「3 検査を行う事務所の所在地」で記載した事務所名を再掲し、検査区分ごとに代表となる事務所（以下「主たる事務所」という。）を選び、【〇〇検査における主たる事務所】と付記してください。

区域欄には、事務所ごとに、検査の区分に応じ、以下に従い記載してください。なお、ここで記載された区域は登録台帳に転記され、農林水産省のホームページで公表されることとなり、検査を申請する者は、その情報をもとに栽培地検査等の申請を行うこととなります。

1) 栽培地検査、消毒検査、目視検査

各事務所が検査を実施する地理的な範囲として都道府県、市町村等の行政区域名

2) 精密検査

各事務所の検査業務を実施する検定室等の住所

なお、精密検査の申請は全国から受け付けることとなります。

検査業務の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類 (規則第 30 条第 2 項第 5 号イ)

(1) 検査業務の概要

① 記載方法

検査業務を実施する事務所ごと（登録申請書の「3 検査を行う事務所の所在地」の行ごと）に、記載例を参考に、登録申請書の「1 登録を行おうとする区分」に記載した検査区分について、表 1 から検査業務の概要を全て選択して、書類を作成してください。トマト種子、りんご生果実等の特定の輸出品目を定める場合には、その旨を追記してください。選択する検査業務の概要がない場合は、植物防疫所に相談願います。

なお、記載内容は登録台帳に転記され、農林水産省のホームページで公表されることとなり、検査を申請する者は、そこでの情報をもとに栽培地検査等の申請を行うこととなります。

② 必要な機械器具その他の設備

申請者が所有する機械器具や設備に応じ、実施可能となる検査業務は異なります。あらかじめ、設備基準表（マニュアル⑤）を確認の上、選択する検査業務を遂行するための機械器具や設備を所有しているかについて確認してください。

③ 二国間協議案件等

表 2 に例示する「二国間協議等で実施要領が定められている品目」、「複雑な検疫条件が課されている品目」の検査を希望する場合は、関係団体との調整を行う必要がある他、輸入国の確認が必要となる場合が想定されるため、事前に植物防疫所又は植物防疫課に相談の上、登録申請書等を提出してください。

【検査業務の概要の記載例】

事務所①の検査業務の概要

【検査区分（精密検査）】

検査対象有害動植物	検査方法	主な検査品目
糸状菌	遺伝子診断（PCR 法）	トマト種子等
	塩基配列解析	

【検査区分（目視検査）】

検査対象品目	主な検査品目
栽培用種子	トマト種子等

事務所②の検査業務の概要

【検査区分（栽培地検査）】

検査対象有害動植物	検査方法	同定方法	主な検査品目
線虫類	ベールマン法	形態の確認	苗木類
		遺伝子診断 （PCR 法）	

表 1-1. 栽培地検査

検査対象有害動植物	検出方法	同定方法
比較的大型の害虫 (甲虫・チョウ目・ハエ目等)	-	形態の確認
微小害虫 (アブラムシ・アザミウマ・ダニ等)	-	形態の確認
糸状菌類	分離、培養	形態の確認
	分離、培養	遺伝子診断 (PCR 法等※1)
	分離、培養	遺伝子診断 (塩基配列解析)
	分離、培養	血清学的診断 (ELISA 法等)
	健全植物への接種 (病原性の確認)	-
細菌類	分離、培養	遺伝子診断 (PCR 法等※1)
	分離、培養	遺伝子診断 (塩基配列解析)
	分離、培養	血清学的診断 (ELISA 法等)
	分離、培養	選択培地等を使用した微生物学的手法※2
	健全植物への接種 (病原性の確認)	-
ウイルス・ウイロイド類 (ジャガイモ葉巻病・チューリップモザイク病等の病徴診断のみで診断可能なもの)	-	病徴診断法
ウイルス・ウイロイド類	分離	遺伝子診断 (PCR 法等※1)
	分離	遺伝子診断 (塩基配列解析)
	分離	血清学的診断 (ELISA 法等)
	健全植物への接種 (病原性の確認)	-
線虫類	ベールマン法等	形態の確認

		遺伝子診断（PCR 法等※1）
		遺伝子診断（塩基配列解析）
線虫類 （ナガハリセンチュウ、 オオハリセンチュウ等の 比較的大型の線虫類）	ふるい分け法等	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※1）
		遺伝子診断（塩基配列解析）
線虫類 （シストセンチュウ類）	フェンウィック法等	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※1）
		遺伝子診断（塩基配列解析）
線虫類 （ネコブセンチュウ、 シストセンチュウ類）	分離	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※1）
		遺伝子診断（塩基配列解析）

※1) PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法を併記すること。

※2) バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用した方法を含む。

表 1-2. 消毒検査

確認事項
くん蒸処理
熱処理、低温処理
薬剤処理

表 1-3-1. 精密検査（遺伝子診断）

検査対象有害動植物	検査方法
糸状菌	遺伝子診断（PCR 法等※）
	塩基配列解析
細菌類	遺伝子診断（PCR 法等※）
	塩基配列解析
ウイルス・ ウイロイド類	遺伝子診断（PCR 法等※）
	塩基配列解析
線虫類	遺伝子診断（PCR 法等※）
	塩基配列解析

※）PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法を併記すること。

表 1-3-2. 精密検査（血清学的診断）

検査対象有害動植物	検査方法
糸状菌	血清学的診断（ELISA 法等）
細菌類	血清学的診断（ELISA 法等）
ウイルス・ ウイロイド類	血清学的診断（ELISA 法等）

表 1-3-3. 精密検査（微生物学的診断）

検査対象有害動植物	検査方法
細菌類	選択培地等を使用した微生物学的手法※

※）バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用した方法を含む。

表 1-3-4. 精密検査（栽培検定）

検査対象有害動植物	検査方法	同定方法（病原性の確認を含む）
糸状菌	栽培検定	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※1）
		塩基配列解析
		血清学的診断（ELISA 法等）
		健全植物への接種 による病原性の確認
細菌類	栽培検定	遺伝子診断（PCR 法等※1）
		塩基配列解析
		血清学的診断（ELISA 法等）
		選択培地等を使用した 微生物学的手法※2
		健全植物への接種 による病原性の確認
ウイルス・ ウイロイド類	栽培検定	遺伝子診断（PCR 法等※1）
		塩基配列解析
		血清学的診断（ELISA 法等）
		健全植物への接種 による病原性の確認

※1) PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法を併記すること。

※2) バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用した方法を含む。

表 1-3-5. 精密検査（線虫検査）

検査対象有害動植物	検査方法	同定方法（病原性の確認を含む）
線虫類	ベールマン法等	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※）
		塩基配列解析
線虫類 （ナガハリセンチュウ、 オオハリセンチュウ等の 比較的大型の線虫類）	ふるい分け法等	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※）
		塩基配列解析
線虫類 （シストセンチュウ類）	フェンウィック法等	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※）
		塩基配列解析
線虫類 （ネコブセンチュウ、 シストセンチュウ類）	分離	形態の確認
		遺伝子診断（PCR 法等※）
		塩基配列解析

※）PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法を併記すること。

表 1—4. 目視検査

検査対象品目
栽培用種子
苗木類
球根類、塊茎類
生果実
生野菜
切り花
食用種子、穀類、油料種子
乾燥植物類
木材
中古農業機械等の物品

表 2. 二国間協議案件等の例

輸入国	輸出品目
米国	うんしゅうみかん生果実、なし生果実、かき生果実、りんご生果実
カナダ	りんご生果実、ぶどう生果実
EU 諸国	特殊盆栽（注 1）、一般盆栽（注 2）、かんきつ類生果実
英国	特殊盆栽（注 1）、一般盆栽（注 2）
中国	精米
台湾	りんご生果実、なし生果実、もも生果実、すもも生果実
ベトナム	りんご生果実、なし生果実、うんしゅうみかん生果実
タイ	りんご生果実、なし生果実、もも生果実、さくらんぼ生果実、かき生果実、キウイフルーツ生果実、いちご生果実、ぶどう生果実、なす生果実、メロン生果実、すいか生果実、キュウリ生果実、トマト生果実、かんきつ類生果実
インド	りんご生果実
オーストラリア	いちご生果実、ぶどう生果実、かき生果実
ニュージーランド	うんしゅうみかん生果実

注 1) 特殊盆栽とは、ひのき属盆栽、ビャクシン属盆栽、ゴヨウマツ盆栽、クロマツ盆栽を指す。

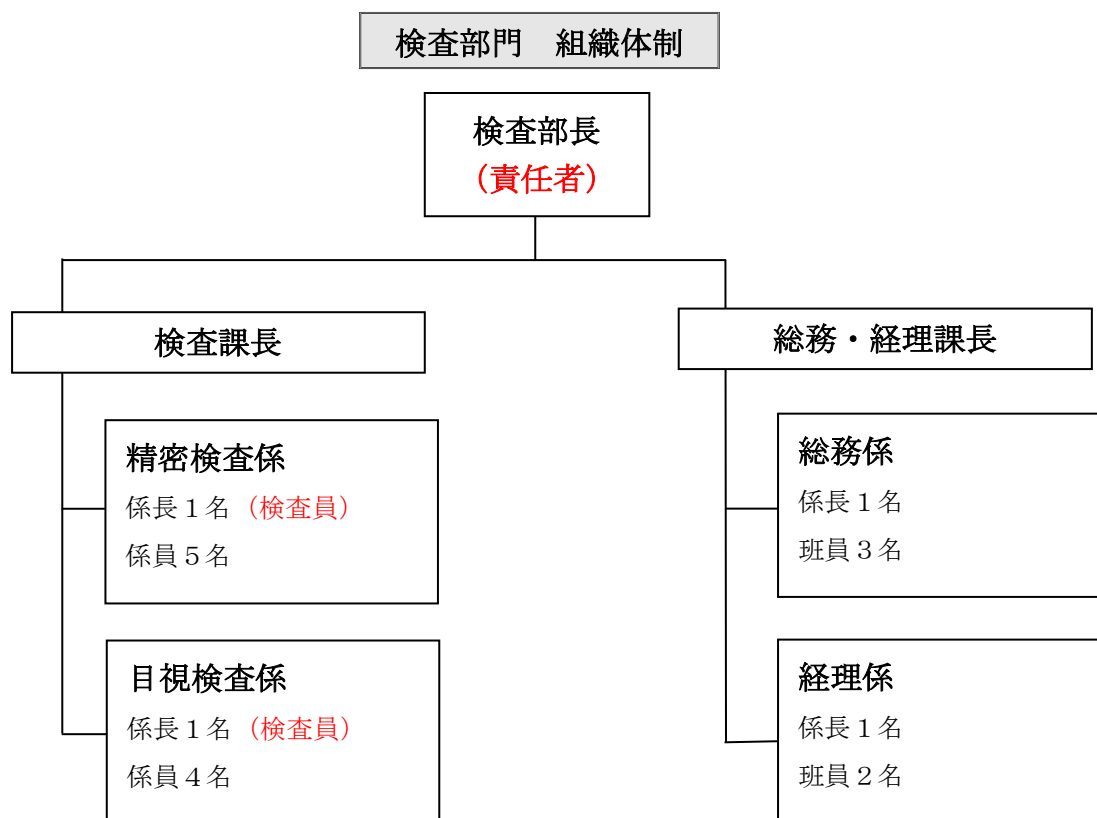
注 2) 一般盆栽とは、特殊盆栽以外の盆栽を指す。

（２）検査業務を行う組織に関する事項

記載例を参考に、検査業務を行う部門の名称及び人員配置図を記載してください。

記載に当たっては、検査業務を実施する部門の責任者の役職を明記するとともに、検査員をどこに配置するかについても明記してください。

【記載例】



検査業務の実施方法に関する事項を記載した書類
(規則第 30 条第 2 項第 5 号ロ)

検査業務の実施方法に関する事項については、検査区分ごとに定めた以下の項目について、検査業務を実施する事務所ごとに、記載例を参考に、検査申請書、検査報告書の交付方法や検査場所への移動手段等の検査業務の詳細について簡潔に記載した書類を作成してください。

【栽培地検査】

検査業務の詳細	実施方法
① 検査申請受付及び検査報告書の交付方法	<u>農林水産省共通申請サービス</u>
② 検査場所への移動手段	<u>社用車、レンタカー</u>
③ 有害動植物の同定に使用する資料及びその管理方法	<u>主な検査対象有害動植物の特徴が記載されている図鑑を検査室に設置</u>
④ 帳簿の管理方法	<u>電子媒体による管理</u>
⑤ 連絡先	<u>主たる事務所の連絡先一覧表（別紙）</u>

【消毒検査】

検査業務の詳細	実施方法
① 検査申請受付及び検査報告書の交付方法	<u>農林水産省共通申請サービス</u>
② 検査場所への移動手段	<u>徒歩、自転車</u>
③ 帳簿の管理方法	<u>電子媒体による管理</u>
④ 連絡先	<u>主たる事務所の連絡先一覧（別紙）</u>

【精密検査】

検査業務の詳細	実施方法
① 検査申請受付及び検査報告書の交付方法	<u>〇〇社の電子申請システム</u>
② 有害動植物の検定に使用する手順書及びその管理方法	<u>国際的な検査機関が公表している検査プロトコルを取りまとめ、社内の共有フォルダで管理</u>
③ 帳簿の管理方法	<u>紙媒体による管理</u>
④ 連絡先	<u>主たる事務所の連絡先一覧（別紙）</u>

【目視検査】

検査業務の詳細	実施方法
① 検査申請受付及び検査報告書の交付方法	<u>窓口による申請書の提出及び検査報告書の手交</u>
② 検査場所への移動手段	<u>社用車、レンタカー</u>
③ 有害動植物の同定に使用する資料及びその 管理方法	<u>主な検査対象有害動植物の特徴が記載されてい る図鑑を検査室に設置</u>
④ 帳簿の管理方法	<u>紙媒体による管理</u>
⑤ 連絡先	<u>主たる事務所の連絡先一覧</u>

検査業務以外の業務の概要及び全体の組織に関する事項を記載した書類
(規則第30条第2項第5号ハ)

1. 検査業務以外の業務の概要

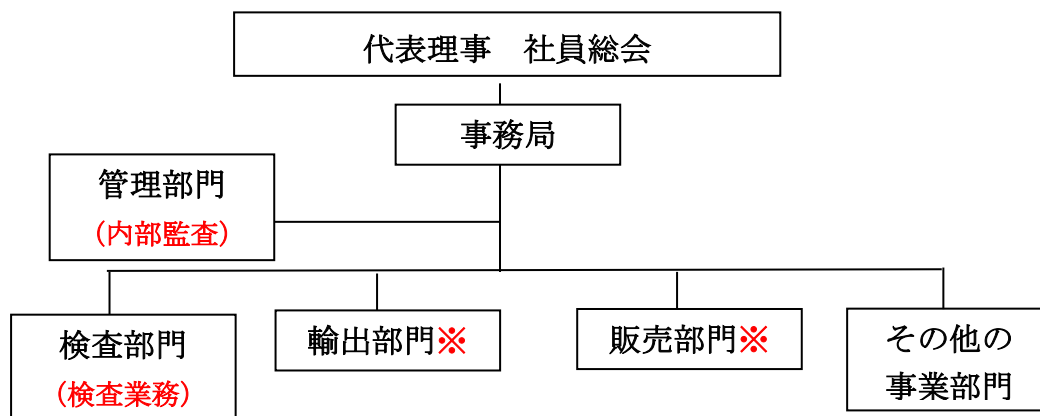
登録を行おうとする検査業務以外の業務を行っている場合は、パンフレットやホームページ等の検査業務以外の業務の内容を示した書類を提出してください。

2. 全体の組織に関する事項を記載した書類

記載例を参考に、検査業務を行う部門及び内部監査等の関連業務を行う部門が明確となっている申請者の組織図を図示してください。

また、検査業務を実施する部門と利害関係が生じる可能性がある部門がある場合については、当該部門を明記してください。

【記載例】



※ 輸出部門と販売部門は検査部門と利害関係が生じうる関係にある。

法第 10 条の 4 第 1 項各号の規定に適合することを説明した書類
(規則第 30 条第 2 項第 6 号)

(1) 検査員の知識及び技能（法第 10 条の 4 第 1 項第 1 号）

検査業務を実施する事務所ごと（登録申請書の「3 検査を行う事務所の所在地」の行ごと）に、事務所の代表者氏名、検査を行う各職員の略歴及び氏名の一覧を記載した書類を作成してください。

検査区分ごとに定める以下の検査員の基準表のいずれかの要件を満たすか否かにより、検査員として十分な知識や技能を有しているかを確認します。

検査員の基準表

検査の区分	要件
栽培地検査	① 登録検査機関の栽培地検査の検査員として、栽培地検査の業務に 1 年以上従事した経験を有する者 ② 栽培地検査補助員として、1 年以上の勤務経験を有する者 ③ 都道府県の病害虫防除所職員として、1 年以上の勤務経験を有する者 ④ 都道府県の農業改良普及員として、1 年以上の勤務経験を有する者 ⑤ 農業協同組合の営農指導員として、1 年以上の勤務経験を有する者 ⑥ ①から⑤までのほか、栽培地検査の業務と類似した業務について、1 年以上の勤務経験を有する者 ⑦ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
消毒検査	① 登録検査機関の消毒検査の検査員として、消毒検査の業務に 1 年以上従事した経験を有する者 ② 消毒業者として、1 年以上の勤務経験を有する者 ③ ①及び②のほか、当該検査業務と類似した業務について、1 年以上の勤務経験を有する者 ④ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医

	学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
精密検査（遺伝子診断）	① 登録検査機関の精密検査（遺伝子診断）の検査員として、精密検査（遺伝子診断）の業務に1年以上従事した経験を有する者 ② 動植物や食品の精密検査（遺伝子検査）の業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ③ ①及び②のほか、精密検査（遺伝子診断）の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ④ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
精密検査（血清学的診断）	① 登録検査機関の精密検査（血清学的診断）の検査員として、精密検査（血清学的診断）の業務に1年以上従事した経験を有する者 ② 動物等の精密検査（血清学的診断）の業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ③ ①及び②のほか、精密検査（血清学的診断）の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ④ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
精密検査（微生物学的診断）	① 登録検査機関の精密検査（微生物学的診断）の検査員として、精密検査（微生物学的診断）の業務に1年以上従事した経験を有する者 ② 動植物や食品等の精密検査（微生物学的診断）の業務について、1年以上の勤務経験を有する者

	③ ①及び②のほか、精密検査（微生物学的診断）の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ④ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
精密検査（栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査）	① 登録検査機関の精密検査（栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査）の検査員として、精密検査（栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査）の業務に1年以上従事した経験を有する者 ② 都道府県、農業協同組合等の試験機関の業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ③ ①及び②のほか、精密検査（栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査）の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ④ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
精密検査（線虫検査）	① 登録検査機関の精密検査（線虫検査）の検査員として、精密検査（線虫検査）の業務に1年以上従事した経験を有する者 ② 動植物や食品の精密検査（線虫検査）の業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ③ ①及び②のほか、精密検査（線虫検査）の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ④ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を

	含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)
目視検査	① 登録検査機関の目視検査の検査員として、目視検査の業務に1年以上従事した経験を有する者 ② 都道府県の農業改良普及員及び病虫害防除所の職員として、1年以上の勤務経験を有する者 ③ 農業協同組合の営農指導員として、1年以上の勤務経験を有する者 ④ ①から③までのほか、目視検査の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者 ⑤ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)

(2) 検査に用いる機械器具その他の設備（法第10条の4第1項第2号）

検査業務を実施する事務所ごと（登録申請書の「3 検査を行う事務所の所在地」の行ごと）に、検査に使用する機械器具その他の設備の一覧表を記載してください。検査業務の内容に応じ、求められる機械器具その他の設備が異なることにご留意ください。

記載された機械器具その他の設備が、「検査業務の概要」欄にて記載した検査業務を実施するために必要なものとなっているかについて、設備基準表により確認します。

【記載例】（機械器具）

〇〇〇〇〇社〇〇事務所 機械器具一覧

設置場所	機械名	製品名	数量
〇〇室	インキュベーター	〇〇社 XX-XXX	1
	超純水製造装置	〇〇社 XX-XXX	1
	ヒートブロック	〇〇社 XX-XXX	3
	高速遠心分離機	〇〇社 XX-XXX	1
〇〇室	超純水製造装置	〇〇社 XX-XXX	1
	サーマルサイクラー	〇〇社 XX-XXX	1
	サーマルサイクラー	〇〇社 XX-XXX	1
〇〇室	電気泳動装置	〇〇社 XX-XXX	5
	ゲル撮影装置	〇〇社 XX-XXX	1
〇〇室	オートクレーブ装置	〇〇社 XX-XXX	1

設備基準表【栽培地検査①：検出方法】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「検出方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。なお、栽培地検査にあつては、設備基準表【栽培地検査②：同定方法】においても必要な機械器具その他の設備を定めており、併せて備える必要があります。

検査対象有害動植物	検出方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備例
糸状菌類又は細菌類	分離、培養	1) 菌糸又は菌泥を確認するのに必要な顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
		2) 分離した糸状菌又は細菌を培養する設備	・クリーンベンチ ・インキュベーター
	健全植物への接種 (病原性の確認)	1) 菌糸又は菌泥を確認するのに必要な顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
		2) 健全植物を一定期間管理する設備、機器等	・温室 ・人工気象器 ・インキュベーター
ウイルス・ウイロイド類	分離	病斑部を確認し、菌糸又は菌泥がないことを確認するために必要な顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
	健全植物への接種 (病原性の確認)	1) 病斑部を確認し、菌糸又は菌泥がないことを確認するために必要な顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
		2) 健全植物を一定期間管理する設備、機器等	・温室 ・人工気象器 ・インキュベーター
線虫類	ベールマン法	土壌等から活動性の線虫を水の中へ分離する装置	・ベールマンロート ・ベールマンふるい ・ロート台
線虫類 (ナガハリセンチュウ、オオハリセンチュウ等の比較的大型の線虫類)	ふるい分け法等	土壌等から水の中に分離した線虫類から比較的大型の線虫類を水の中へ分離する装置	・ふるい

線虫類 (シストセンチュウ類)	フェンウィック法等	シストが水に浮く性質を利用し、土壌等からシストを分離する装置	・フェンウィック装置
線虫類 (ネコブセンチュウ、シストセンチュウ類)	分離	植物組織等から、線虫類を取り出し、形態による同定作業に必要な顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡

設備基準表【栽培地検査②：同定方法】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「同定方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。なお、栽培地検査にあつては、設備基準表【栽培地検査②：検出方法】においても必要な機械器具その他の設備を定めており、併せて備える必要があります。

検査対象有害動植物	同定方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備例
比較的大型の害虫 (甲虫・チョウ目・ハエ目等)	形態の確認	比較的低倍率で検査対象を観察できる顕微鏡等	・実体顕微鏡
微小害虫 (アブラムシ・アザミウマ・ダニ等)	形態の確認	虫体からプレパラート標本を作製し、その微細構造を観察できる高倍率の顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
糸状菌	形態の確認	糸状菌の形態を観察するための顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
線虫類	形態の確認	プレパラート標本の作製等、形態による同定作業に必要な設備	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ウィロイド類又は線虫類	PCR法等※1	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・恒温器 ・冷蔵庫 ・冷凍庫
		2) 核酸を抽出するための機器	・ビーズ式破碎装置等 ・遠心分離機
		3) 抽出した核酸を増幅する機器等	・サーマルサイクラー ・リアルタイムPCR装置 ・リアルタイム濁度濃度測定装置

			置
		4) 増幅した核酸を可視化、記録する機器等	・電気泳動装置 ・電気泳動ゲル撮影装置 ・トランスイルミネーター
		5) 滅菌器	・オートクレーブ ・乾熱滅菌器
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ウイロイド類又は線虫類	塩基配列解析	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・恒温器 ・冷蔵庫 ・冷凍庫
		2) 核酸を抽出するための機器	・ビーズ式破碎装置等 ・遠心分離機
		3) 抽出した核酸を増幅する機器等	・サーマルサイクラー
		4) 塩基配列の解析に必要な機器（塩基配列解析を外注する場合を除く。）	・DNA シーケンサー
		5) 滅菌器	・オートクレーブ ・乾熱滅菌器
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ウイロイド類	ELISA 法等	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・恒温器 ・冷蔵庫 ・冷凍庫
		2) 試料の吸光度を測定する機器等	・マイクロプレートリーダー
細菌類	選択培地等を使用した微生物学的手法※2	1) 細菌の分離、選択培地等への植菌を、無菌状態で行うための機器等	・クリーンベンチ
		2) 菌を培養するための機器	・インキュベーター ・振とう培養器
		3) 滅菌器	・オートクレーブ ・乾熱滅菌器
ウイルス・ウイロイド類 (ジャガイモ葉巻病・チューリップモザイクウイルス等の	病徴診断法	病斑部を確認し、菌糸又は菌泥が無いことを確認するとともに、病徴の確	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡

病徴診断のみで診断可能なもの)		認に必要な顕微鏡等	
-----------------	--	-----------	--

※1 PCR 法等とは、PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法をいう。

※2 選択培地等を使用した微生物学的手法には、バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用する方法を含む。

設備基準表【消毒検査】

検査業務の概要（マニュアル②）の「確認事項」ごとに、以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。

確認事項	機械器具その他の設備
くん蒸処理	・ 防毒マスク
熱処理・低温処理	・ 標準温度計 ・ 手袋等
薬剤処理	・ 防塵マスク、ゴーグル、手袋等

設備基準表【精密検査（遺伝子診断）】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「検査方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ウイロイド類又は線虫類	PCR 法等※	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・ 恒温器 ・ 冷蔵庫 ・ 冷凍庫
		2) 核酸を抽出するために必要な機器	・ ビーズ式破碎装置等 ・ 遠心分離機
		3) 抽出した核酸を増幅する機器、核酸を増幅し核酸量を記録する機器等	・ サーマルサイクラー ・ リアルタイム PCR 装置 ・ リアルタイム濁度濃度測定装置
		4) 増幅した核酸を可視化し、記録する機器等	・ 電気泳動装置 ・ 電気泳動ゲル撮影装置 ・ トランスイルミネーター
		5) 滅菌器	・ オートクレーブ ・ 乾熱滅菌器
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ウイロイド類又は線虫類	塩基配列解析	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・ 恒温器 ・ 冷蔵庫 ・ 冷凍庫
		2) 核酸を抽出するために必要な機器	・ ビーズ式破碎装置等 ・ 遠心分離機
		3) 抽出した核酸を増幅する機器等	・ サーマルサイクラー
		4) 塩基配列の解析に必要な機器（塩基配列解析を外注する場合を除く。）	・ DNA シーケンサー
		5) 滅菌器	・ オートクレーブ ・ 乾熱滅菌器

※ PCR 法等とは、PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法をいう。

設備基準表【精密検査（血清学的診断）】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「検査方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
糸状菌類、細菌類又は ウイルス・ウイロイド類	ELISA 法等	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・ 恒温器 ・ 冷蔵庫
		2) 試料の吸光度を測定する機器	・ マイクロプレートリーダー

設備基準表【精密検査（微生物学的診断）】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「検査方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
細菌類	選択培地等を使用した微生物学的手法※	1) 細菌の分離、選択培地等への植菌を、無菌状態で行うための機器等	・ クリーンベンチ
		2) 菌を培養するための機器	・ インキュベーター ・ 振とう培養器
		3) 滅菌器	・ オートクレーブ ・ 乾熱滅菌器

※ 選択培地等を使用した微生物学的手法には、バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用する方法を含む。

設備基準表【精密検査（栽培検定①：検査方法）】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「検査方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。なお、精密検査（栽培検定）にあつては、設備基準表【精密検査（栽培検定②及び線虫検査②）：同定方法】においても必要な機械器具その他の設備を定めており、併せて備える必要があります。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
糸状菌類、細菌類又はウイルス・ウイロイド類	栽培検定	1) 糸状菌、細菌類又はウイルス・ウイロイド類の感染が疑われる種子を選抜するために必要な顕微鏡等	・ 実体顕微鏡
		2) 種子、苗類を一定期間生育するための設備、機器等	・ 温室 ・ 人工気象器 ・ インキュベーター

設備基準表【精密検査（線虫検査①：検査方法）】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「検査方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。なお、精密検査（線虫検査）にあつては、設備基準表【精密検査（栽培検定②及び線虫検査②）：同定方法】においても必要な機械器具その他の設備を定めており、併せて備える必要があります。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
線虫類	ベールマン法等	培養土等から活動性の線虫類を水の中へ分離する装置	・ ベールマンロート ・ ベールマンふるい ・ ロート台
線虫類 (ナガハリセンチュウ、オオハリセンチュウ等の比較的大型の線虫類)	ふるい分け法等	土壌等から水の中に分離した線虫類から比較的大型の線虫類を水の中へ分離する装置	・ ふるい
線虫類 (シストセンチュウ類)	フェンウィック法等	シストが水に浮く性質を利用し、土壌等からシストを分離する装置	・ フェンウィック装置
線虫類 (ネコブセンチュウ、シストセンチュウ類)	分離	植物組織等から、線虫類を取り出すために必要な顕微鏡等	・ 実体顕微鏡

設備基準表【精密検査（栽培検定②及び線虫検査②：同定方法）】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象有害動植物」の「同定方法」ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。なお、精密検査（栽培検定）及び精密検査（線虫検査）にあつては、設備基準表【精密検査（栽培検定①）：検査方法】及び設備基準表【精密検査（線虫検査①）：検査方法】においても必要な機械器具その他の設備を定めており、併せて備える必要があります。

検査対象有害動植物	同定方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
糸状菌	形態の確認	1) 糸状菌を分離、培養する設備	・ クリーンベンチ ・ インキュベーター
		2) 糸状菌の形態を観察するための顕微鏡等	・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
線虫類	形態の確認	プレパラート標本の作製等、形態による同定作業に必要な設備	・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ウイロイド類又は線虫類	PCR 法等※1	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・ 恒温器 ・ 冷蔵庫 ・ 冷凍庫
		2) 核酸を抽出するために必要な機器	・ ビーズ式破碎装置等 ・ 遠心分離機
		3) 抽出した核酸を増幅する機器、核酸を増幅し核酸量を記録する機器等	・ サーマルサイクラー ・ リアルタイム PCR 装置 ・ リアルタイム濁度濃度測定装置
		4) 増幅した核酸を可視化し、記録する機器等	・ 電気泳動装置 ・ 電気泳動ゲル撮影装置 ・ トランスイルミネーター
		5) 滅菌器	・ オートクレーブ
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ウイロイド類又は線虫類	塩基配列解析	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・ 恒温器 ・ 冷蔵庫 ・ 冷凍庫
		2) 核酸を抽出するために必要な機器	・ ビーズ式破碎装置等 ・ 遠心分離機
		3) 抽出した核酸を増幅する機器等	・ サーマルサイクラー

		4) 塩基配列の解析に必要な機器（塩基配列解析を外注する場合を除く。）	・ DNA シーケンサー
		5) 滅菌器	・ オートクレーブ ・ 乾熱滅菌器
糸状菌類、細菌類又はウイルス・ウイロイド類	ELISA 法等	1) 試薬を適切に管理する温度管理機器	・ 恒温器 ・ 冷蔵庫
		2) 試料の吸光度を測定する機器	・ マイクロプレートリーダー
糸状菌類、細菌類又はウイルス・ウイロイド類	健全植物への接種による病原性診断	健全植物を一定期間管理する設備、機器等	・ 温室 ・ 人工気象器 ・ インキュベーター
細菌類	選択培地等を使用した微生物学的手法※2	1) 細菌の分離、選択培地等への植菌を、無菌状態で行うための機器等	・ クリーンベンチ
		2) 菌を培養するための機器	・ インキュベーター ・ 振とう培養器
		3) 滅菌器	・ オートクレーブ ・ 乾熱滅菌器

※1 PCR 法等とは、PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法をいう。

※2 選択培地等を使用した微生物学的手法には、バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用する方法を含む。

設備基準表【目視検査】

検査業務の概要（マニュアル②）の「検査対象品目」ごとに、以下の全ての機械器具その他の設備を備える必要があります。

検査対象品目	機械器具その他の設備
栽培用種子	・ ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト ・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
苗木類	・ ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト ・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
球根類・塊茎類	・ ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト ・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
生果実、生野菜、切り花	・ ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト ・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
食用種子、穀類、油料種子、 乾燥植物類等	・ ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト ・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
木材	・ はつり、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト ・ 実体顕微鏡 ・ 生物顕微鏡
中古農業機械等の物品	・ ライト

（３）検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制（法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号）

検査業務が公正に実施されるよう、検査業務の独立性及び公平性を評価し、その潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることを確認する必要があります（規則第 31 条の 4）。このため、記載表に①～⑤が満たされているか適否を記載してください。

その上で、①～③のいずれかが「否」の場合は、いかにして利害関係を含む部門（又は者）から、検査業務を実施する部門の独立性を担保するかについて備考欄に記載してください。また、この場合は、申請者の役員又は職員（個人の場合は申請者）の略歴が分かる資料を添付してください。

なお、④、⑤のいずれか又は全てが「否」の場合は、登録を受けることはできません。

公正な組織体制の記載表

項目	登録検査機関の登録に係る要件	適・否	備考（否の場合の説明）
①	組織内又は親法人に、農産物等の輸出、販売、栽培等の取扱い（以下「販売等取扱」という。）を業とする部門がないこと。	適・否	【記載例】 当社の検査部門、並びに検査部門と利害関係にある輸出部門及び販売部門には、それぞれ別の者を責任者とするとし、輸出部門及び販売部門は検査部門に対して一切の干渉をしない体制とすることを業務規程に記載し、検査部門の独立性を担保する。 参考：当社の役員の略歴一覧を添付
②	登録申請を行った者の役員に占める販売等取扱関係者の役員又は職員（過去２年間に販売等取扱関係者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が２分の１を超えないこと。	適・否	【記載例】 当社の役員のうち、検査部門と利害関係にある輸出部門及び販売部門に在籍した者は、当該部門から異動した日付から起算して２年間は検査部門の検査業務の合否判定に関する意思決定には関わらない体制とすることを業務規程に記載し、検査部門の独立性を担保する。 参考：当社の役員の略歴一覧を添付
③	登録申請を行った者の代表権を有する役員（個人の場合は申請者）が、販売等取扱関係者の役員又は職員（過去２年間に販売等取扱関係者の役員又は職員であった者を含む。）ではないこと。	適・否	【記載例】 当社の代表理事が検査部門と利害関係にある輸出部門及び販売部門に在籍した者である場合は、当該部門から異動した日付から起算して２年間は、検査業務の合否判定に関する意思決定は、輸出部門及び販売部門に在籍した経験を持たない役員に委任する体制とし、その旨業務規程に記載することで検査部門の独立性を担保する。 参考：当社の役員の略歴一覧を添付
④	検査業務を行う部門の職員が、販売等取扱の事業者からの出向者又は兼業者でないこと。	適・否	
⑤	検査業務を行う部門の職員が、販売等取扱業務を行っていないこと。	適・否	

第2 登録申請書及び添付書類の提出

登録検査機関の登録の申請は、登記事項証明書に記載される本所（本店）等の所在地を管轄する植物防疫所に対し、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）により必要な書類を提出することにより行ってください（資料の作成方法については「第1 登録申請書及び添付書類の作成」をご覧ください）。

eMAFF による申請が困難な場合には、以下の宛先まで郵送にて必要な書類を提出してください。

【提出書類チェックリスト】

- ☐ 登録申請書（規則第14号様式）
- ☐ 定款（法人である場合に限る。）
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。
ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録
- ☐ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書
- ☐ 検査業務の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類
- ☐ 検査の実施方法に関する事項を記載した書類
- ☐ 検査業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項を記載した書類
- ☐ 法第10条の4第1項各号の規定に適合することを説明した書類

【提出先植物防疫所一覧】

（横浜植物防疫所）

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2 合同庁舎内
農林水産省 横浜植物防疫所 業務部輸出検疫担当
電話： 045-211-7155

（名古屋植物防疫所）

〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内
農林水産省 名古屋植物防疫所 輸出検疫担当
電話： 052-651-0114

（神戸植物防疫所）

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎内
農林水産省 神戸植物防疫所 業務部輸出検疫担当
電話： 078-331-2384

（門司植物防疫所）

〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内
農林水産省 門司植物防疫所 輸出検疫担当
電話： 093-280-4319

（那覇植物防疫事務所）

〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内
農林水産省 那覇植物防疫事務所 輸出及び国内検疫担当
電話： 098-868-1679

第3 登録免許税の納付

登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1の85の2の規定により、登録検査機関の登録に当たっては、検査区分1件につき9万円の登録免許税を納付しなければなりません。

検査は4つの検査区分（栽培地検査、消毒検査、精密検査、目視検査）に分かれており、例えば精密検査と目視検査の登録申請を行う場合は、18万円の登録免許税を納める必要があります。また、検査区分の増加に係る変更登録を行う際にも、追加する検査区分1件につき9万円の登録免許税を納付する必要があります。なお、精密検査に関し、遺伝子診断や血清学的診断など、検査の内容が複数ある場合、個々の内容について登録免許税を納付する必要はありません。

（1）登録免許税の納付の流れ

- ① 登録検査機関の登録の申請に関する書類を農林水産省において審査し、問題がないと認められれば、申請書の提出を行った植物防疫所より登録免許税を納付するよう通知されます。
- ② 通知後、税務署が発行する登録免許税の納付書に必要事項を記入の上、日本銀行（本店・支店）、代理店、歳入代理店（郵便局を含む）又は税務署において、現金を納付し、受領した領収証書をA4サイズの白紙に貼付し、申請書の提出を行った植物防疫所に郵送してください（提出先植物防疫所一覧を参考）。
- ③ 当該登録の申請に係る登録免許税の過誤納があった場合には、遅滞なく、その旨を登録等の申請を行った植物防疫所に申し出てください。

（2）納付に必要な書類

領収証書は、3枚綴りの様式（領収済通知書様式）です。領収済通知書様式は、最寄りの税務署で入手できます。支払い先等に指定はありませんので、税務署の指示に従い、1枚目（領収済通知書）に必要事項を記載してください。2枚目、3枚目に複写され、3枚目（領収証書）が納付時に領収書として押印され返却されます。

【記入上の注意】

記入する欄は8箇所あります。

- | | | |
|---------|-------|------------------------------------|
| ・ 記入箇所① | 年度 | : 申請案件の年度 |
| ・ 記入箇所② | 税目番号 | : 2 2 1（登録免許税） |
| ・ 記入箇所③ | 税務署名 | : 最寄りの税務署名 |
| ・ 記入箇所④ | 税務署番号 | : 最寄りの税務署番号 |
| ・ 記入箇所⑤ | 本税 | : ￥90000 × 申請する検査区分の件数
(右詰めで記入) |

- ・ 記入箇所⑥ 合計額 : ￥ 9 0 0 0 0 × 申請する検査区分の件数
(右詰めで記入)
- ・ 記入箇所⑦ 住所 (所在地) : 申請者の住所
- ・ 記入箇所⑧ 氏名 (法人名) : 申請者の氏名 (法人名)

【提出先植物防疫所一覧】

(横浜植物防疫所)

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎内
農林水産省 横浜植物防疫所 業務部輸出検疫担当
電話 : 045-211-7155

(名古屋植物防疫所)

〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内
農林水産省 名古屋植物防疫所 輸出検疫担当
電話 : 052-651-0114

(神戸植物防疫所)

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎内
農林水産省 神戸植物防疫所 業務部輸出検疫担当
電話 : 078-331-2384

(門司植物防疫所)

〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内

農林水産省 門司植物防疫所 輸出検疫担当

電話： 093-280-4319

(那覇植物防疫事務所)

〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内

農林水産省 那覇植物防疫事務所 輸出及び国内検疫担当

電話： 098-868-1679

第4 登録内容の変更

(1) 軽微な変更の届出

以下の事項を変更しようとする登録検査機関は、記載例『マニュアル⑥』を参考に、登録事項の変更届出書（規則第17号様式）を作成の上、変更内容に応じた書類を添付して、変更が生じる2週間前までに、eMAFF 又は郵送により登録申請を行った植物防疫所へ提出してください。

変更内容	必要な添付書類
登録検査機関の氏名又は名称	定款（申請者が法人の場合に限る。）
住所	登記事項証明書
代表者氏名（申請者が法人の場合に限る。）	無
登録検査機関の主たる事務所の所在地	無
検査業務の概要	検査業務の概要 検査員の略歴一覧（新たな検査員を任命する場合に限る。） 機械器具一覧（新たな機械器具を使用する場合に限る。）
検査業務を実施する事務所の名称及び所在地	無
検査業務を実施する事務所の検査を行う区域	無

(2) 検査区分の変更

新たに検査区分（栽培地検査、消毒検査、精密検査、目視検査）を追加するなど、検査区分を変更しようとする場合は、変更登録を受ける必要があります。記載例『マニュアル⑦』を参考に変更登録申請書（規則第16号様式）を作成し、以下の添付書類とともに提出してください。なお、以下の添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類については、添付を省略することができます。

また、検査区分の追加に当たっては、1件当たり9万円の登録免許税を納付する必要がありますので、書類審査及び実地検査を実施後、植物防疫所からの通知に従って、登録免許税を納付し、植物防疫所に提出してください。

【必要な書類一覧】

1. 変更登録申請書『マニュアル⑦』

2. 添付書類

(1) 申請者の履歴事項等を確認する書類

- ① 定款（申請者が法人の場合に限る。）
- ② 登記事項証明書

- ③ 申請の日に属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。
ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立
時における財産目録
 - ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書
- (2) 検査業務の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類
『マニュアル②』
 - (3) 検査業務の実施方法に関する事項を記載した書類『マニュアル③』
 - (4) 検査以外の業務を行っている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関す
る事項を記載した書類『マニュアル④』
 - (5) 法第 10 条の 4 第 1 項各号の規定に適合することを説明した書類『マニユア
ル⑤』

【軽微な変更の届出書の記載例】

令和〇年 〇月 〇日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名 公立大学法人 植防大学 ①
住 所 神奈川県横浜市 100 丁目 100 番地 1 号
代 表 者 氏 名 学長 植防 太郎

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書の登録事項の変更届出書

登録＜登録の更新＞申請書の記載事項に変更があったので、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容 ②

代表者氏名の変更

変更後	変更前
植防 花子	植防 太郎

2 変更した年月日
令和〇年〇月〇日

3 変更の理由
人事異動に伴う変更

【記入上の留意点】

① 「登録検査機関名」、「住所」、「代表者氏名」は、変更届出書提出時の登録台帳の「登録検査機関の氏名又は名称」、「登録検査機関の住所」、「代表者氏名」欄のとおり記載してください。押印は不要です。

② 変更内容は変更前及び変更後を記載してください。

【検査区分の追加に関する申請書の記載例】

令和〇年 〇月 〇日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名 公立大学法人 植防大学 ①
住 所 神奈川県横浜市 100 丁目 100 番地 1 号
代 表 者 氏 名 学長 植防 太郎

登録検査機関の変更登録申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号）第 31 条の 7 第 2 項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 登録を行おうとする区分 ②
精密検査、目視検査、栽培地検査
- 2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無 ③
無
- 3 検査を行う事務所の所在地 ④

事務所名	所在地
農学部 農学科 農学研究室	神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 1 号
遺伝子診断センター	神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 2 号
農学部 農学科附属研究センター	東京都江東区 100 丁目 100 番地 1 号
遺伝子診断センター農場支部	神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号
<u>農学部 農学科附属農業試験場</u>	<u>埼玉県さいたま市 1234 丁目 1234 番地 1 号</u>

- 4 検査を行おうとする区域 ⑤

事務所名	区域
農学部 農学科 農学研究室【 <u>目視検査における主たる事務所</u> 】	目視検査…神奈川県全域 精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 1 号
遺伝子診断センター【精密検査における主たる事務所】	精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 2 号
農学部 農学科附属研究センター	目視検査…東京都北区、板橋区、練馬区、中野区
遺伝子診断センター農場支部	精密検査…神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号
<u>農学部 農学科附属農業試験場</u> <u>【目視検査及び栽培地検査における主たる事務所】</u>	<u>目視検査…埼玉県全域</u> <u>栽培地検査…埼玉県全域</u>

【記入上の留意点】

- ① 「登録検査機関名」、「住所」、「代表者氏名」は、変更登録申請書提出時の登録台帳の「登録検査機関の氏名又は名称」、「登録検査機関の住所」、「代表者氏名」欄のとおり記載してください。押印は不要です。

なお、変更登録時に登録台帳の「登録検査機関名」、「住所」、「代表者氏名」の修正が必要であることが判明した場合は、「登録検査機関の登録〈登録の更新〉申請書の登録事項の変更届出書」を併せて提出してください。

- ② 「1 登録を行おうとする区分」は、変更登録申請書提出時の登録台帳の「検査の区分」欄のとおり記載後、新たに登録する検査区分を追記してください。

なお、これまで実施していた検査区分に係る検査業務を廃止する場合は、登録検査機関の業務休止〈廃止〉許可申請書を提出してください。

- ③ 「2 法第10条の3各号のいずれかに該当する者の有無」は、登録申請書と同様に、法第10条の3の登録を受けることができない者の要件に該当するか否かを「有」又は「無」で記載してください。なお、「有」の場合は登録の更新は行えません。

- ④ 「3 検査を行う事務所の所在地」は、変更登録申請書提出時の登録台帳の登録台帳の事務所一覧の「名称」及び「所在地」欄に記載してください。

検査区分の追加に伴い、新たに検査業務を実施する事務所がある場合は、事務所名及び所在地を追記してください。

- ⑤ 「4 検査を行おうとする区域」の事務所名欄には、変更登録申請書提出時の登録台帳の事務所一覧の「名称」を記載し、新たに検査業務を実施する事務所がある場合は追記してください。主たる事務所は検査区分ごとに【〇〇検査における主たる事務所】と併記し、主たる事務所を変更する場合は変更前の事務所欄に取消線を記載してください。

区域欄には、変更登録申請書提出時の登録台帳の登録検査機関が検査を行う区域に記載の区域を記載し、新たに検査業務を実施する場合は以下のとおり追記してください。

1) 栽培地検査、消毒検査、目視検査

各事務所が実施する検査を実施する地理的な範囲として都道府県、市町村等の行政区域名

2) 精密検査

各事務所の検査業務を実施する検定室等の住所

なお、変更登録で事務所が実施する検査の廃止はできません。その場合は、検査業務の休廃止の手続きを行ってください。

第5 登録の更新

登録検査機関は、登録台帳に記載される登録年月日から起算して4年を超えた場合登録が失効します。登録を維持するためには、4年以内に更新手続を完了する必要があります。登録の更新を行う場合には、30日前を目途に、次ページの【登録更新に関する申請書の記載例】を参考に登録の更新申請書（規則第14号様式）及び以下の添付書類を、管轄する植物防疫所に提出してください。なお、以下の添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類については、添付を省略することができます。

また、更新手続に当たっては、登録免許税の支払いは不要です。

【必要な書類一覧】

1. 登録の更新申請書

2. 添付書類

（1）申請者の履歴事項等を確認する書類

- ① 定款（申請者が法人の場合に限る。）
- ② 登記事項証明書
- ③ 申請の日に属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。
ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録
- ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

（2）検査業務の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類

『マニュアル②』

（3）検査業務の実施方法に関する事項を記載した書類 『マニュアル③』

（4）検査以外の業務を行っている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項を記載した書類 『マニュアル④』

（5）法第10条の4第1項各号の規定に適合することを説明した書類 『マニュアル⑤』

【登録更新に関する申請書の記載例】

令和〇年 〇月 〇日

農林水産大臣 殿

申請者名 公立大学法人 植防大学 ①
住所 神奈川県横浜市 100 丁目 100 番地 1 号
代表者氏名 学長 植防 太郎

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書 ②

③
植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 10 条の 2（第 10 条の 5 第 2 項において準用する第 10 条の 2）の規定に基づき、登録＜登録の更新＞を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項（第 31 条の 6 において準用する規則第 30 条第 2 項）に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

- 1 登録を行おうとする区分 ④
精密検査、目視検査
- 2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無 ⑤
無
- 3 登録を行う事務所の所在地 ⑥

事務所名	所在地
農学部 農学科 農学研究室	神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 1 号
遺伝子診断センター	神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 2 号
農学部 農学科附属研究センター	東京都江東区 100 丁目 100 番地 1 号
遺伝子診断センター農場支部	神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号

- 4 検査を行おうとする区域 ⑦

事務所名	区域
農学部 農学科 農学研究室【目視検査における主たる事務所】	目視検査…神奈川県全域 精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 1 号
遺伝子診断センター【精密検査における主たる事務所】	精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 2 号
農学部 農学科附属研究センター	目視検査…東京都北区、板橋区、練馬区、中野区
遺伝子診断センター農場支部	精密検査…神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号

【記入上の留意事項】

- ① 「申請者名」、「住所」、「代表者氏名」は、登録の更新時の登録台帳の「登録検査機関の氏名又は名称」、「登録検査機関の住所」、「代表者氏名」欄のとおり記載してください。押印は不要です。

なお、登録の更新時に登録台帳の「申請者名」、「住所」、「代表者氏名」の修正が必要であることが判明した場合は、「登録検査機関の登録〈登録の更新〉申請書の登録事項の変更届出書」を併せて提出してください。

- ② 「登録」を抹消してください。

- ③ 「第 10 条の 2」、「登録」、「第 30 条第 2 項」を抹消してください。

- ④ 「1 登録を行おうとする区分」は、登録の更新時の登録台帳の「検査の区分」欄のとおり記載してください。

なお、登録更新時に、一部の検査区分を廃止する場合は、登録の更新時の登録台帳の「検査の区分」欄のとおり記載した上で、廃止する検査区分を抹消してください。業務の休廃止の手続は不要です。

- ⑤ 「2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無」は、登録申請書と同様に、法第 10 条の 3 の登録を受けることができない者の要件に該当するか否かを「有」又は「無」で記載してください。なお、「有」の場合は登録の更新は行えません。

- ⑥ 「3 登録を行う事務所の所在地」は、登録の更新時の登録台帳の事務所一覧の「名称」及び「所在地」を記載してください。

なお、登録更新時に検査業務を行う事務所の追加及び削除はできません。検査業務を行う事務所の追加及び削除を行う場合は、登録事項の変更手続を行ってください。

- ⑦ 「4 検査を行おうとする区域」の事務所名欄には、登録の更新時の登録台帳の事務所一覧の「名称」を記載し、主たる事務所については、【〇〇検査における主たる事務所】と併記してください。

区域欄には、登録の更新時に各事務所が実施する検査区分を記載し、以下のとおり記載してください。

1) 栽培地検査、消毒検査、目視検査

各事務所が検査を実施する地理的な範囲として都道府県、市町村等の行政区域名

2) 精密検査

各事務所の検査業務を実施する検定室等の住所

なお、精密検査の申請は全国から受け付けることとなります。

第6 業務規程の作成

登録検査機関は、検査業務の開始までに、農林水産大臣による業務規程の認可を受けておく必要があります。記載例及び作成の留意事項『マニュアル⑧』に従い作成してください。

規則第31条の11の規定事項等	主な記載内容
第1章：総則	・ 総則
第2章：検査業務の実施方法に関する事項	・ 検査の区分 ・ 検査に関する申請書の様式及び当該申請番号の記載方法 ・ 検査の実施方法 ・ 検査報告書の様式
第3章：検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項	・ 組織図 ・ 検査業務を実施する部門等 ・ 検査業務を実施する部門と利害関係がある部門がある場合は、当該部門等 ・ 検査業務を実施する部門の独立性を担保する体制 ・ 検査員の配置等
第4章：検査業務に用いる機械器具その他設備に関する事項	・ 機械器具等の保守点検の方法 ・ 機械器具等の保守点検の記録の管理
第5章：検査業務を行う時間及び休日に関する事項	・ 始業時間及び終業時間 ・ 休日
第6章：検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項	・ 検査の申請を受けることができる件数の上限
第7章：検査業務を行う場所に関する事項	・ 検査を実施する場所
第8章：検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項	・ 検査料金又は算定方法等 ・ 検査料金の収納方法
第9章：検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項	・ 帳簿の作成及び管理方法
第10章：財務諸表等の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項	・ 財務諸表の備付け ・ 財務諸表の閲覧等の請求にかかる費用
第11章：検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項	・ 苦情、異議申立て及び紛争の適切な処理
第12章：前各号に掲げるもののほか、検査業務に必要な事項	・ 内部監査 ・ 不適切事例の報告

業務規程

－記載例及び作成の留意事項－

(登録検査機関名)

第1章 総則

(総則)

第1条 検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）は、〇〇〇〇社（以下「当社」という。）が植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第2条第4項の規定に定める登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う第10条第5項に規定する登録に係る検査（以下「検査」という。）に関する業務の実施について、法第10条の9及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林水産省令第73号。以下「規則」という。）第31条の11の規定に基づき必要な事項を定める。

第2章 検査業務の実施方法に関する事項

(検査の申請)

第2条 当社は、法第10条の2に基づく検査の区分のうち、「遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査（以下「精密検査」という。）」及び「植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査（以下「目視検査」という。）」を実施する。

2 第一項の検査を受けようとする者（以下「検査申請者」という。）は、当社に検査申請書（別記様式第〇号）を提出するものとする。

3 申請書の申請番号は、精密検査はH、目視検査はIの英文字を頭に、8桁の任意番号を付すものとする。

【作成の留意事項】

1. 検査の区分について

(1) 登録した検査の区分（①植物の栽培地における検査（以下「栽培地検査」という。）、②消毒に関する検査（以下「消毒検査」という。）、③遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査（以下「精密検査」という。）、④植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査（以下「目視検査」という。）を明記してください。

(2) 検査を行う品目については、業務規程に規定する必要はありません。

検査を行う品目を具体的に指定する場合は、登録申請の添付書類の検査業務の概要欄に記載してください。この情報は、登録台帳に転記され、農林水産省のホームページにて公表されます。

2. 検査申請書の様式について

検査申請書の様式については、登録検査機関が業務規程に定める必要があります。検査申請書には、輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号消費・安全局長通知、以下「輸出検査実施要領」という。）に規定する植物防疫所の申請書を参考の上、様式を作成してください。

3. 検査申請書の申請番号について

検査申請書の申請番号の規則を記載してください。

(検査の方法)

第3条 当社が実施する検査は、法、規則、輸出植物検疫規程（以下「規程」という。）、輸出検査実施要領及び関係通知に基づき実施する。

2 検査手順書、同定手法及びそれらの文献情報、根拠データ等について、農林水産省から情報提供を求められたときは、これに応じることとする。

【作成の留意事項】

1. 検査業務の実施方法について

植物防疫法、植物防疫法施行規則、輸出植物検疫規程のほか、輸出検査実施要領等の関係通知に基づき実施することを明記してください。

2. 検査手順書、検査プロトコル、同定手法等の提出について

輸入国から検査手順書の情報を求められた場合や実地検査時等、植物防疫官が必要と判断した場合には、法第10条の18に従い、当該検査手順書及びその根拠データ等を提出いただきます。

なお、農林水産省がこれらの情報を公表することはありません。

(検査報告書の交付)

第4条 当社は、検査終了後、速やかに検査報告書（別記様式第○号）を検査申請者に交付するものとする。

【作成の留意事項】

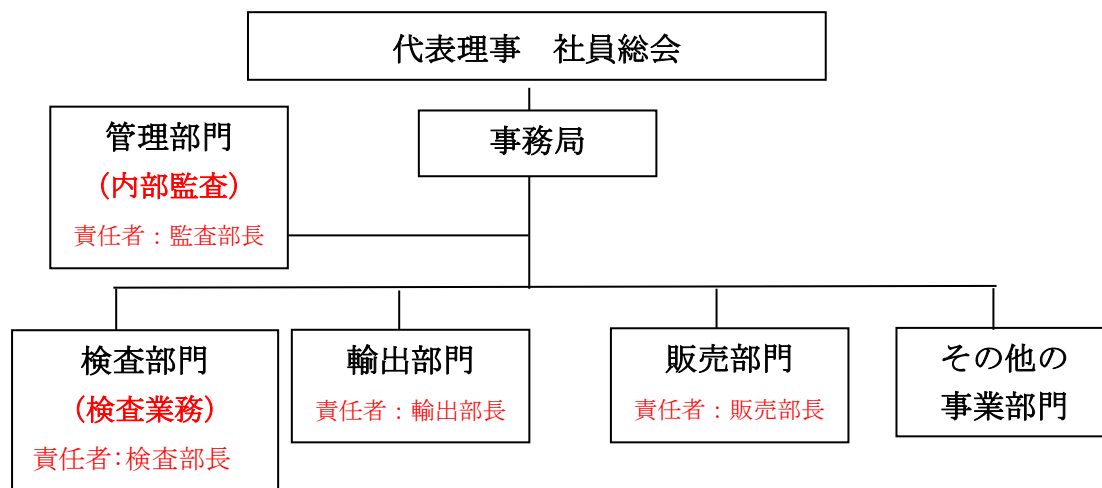
検査報告書の様式について

検査報告書の様式については、登録検査機関が業務規程に定める必要があります。検査申請書には、輸出検査実施要領に規定する植物防疫所の検査報告書を参考の上、様式を作成してください。

第3章 検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項

(検査を実施する組織)

第5条 当社の組織図を下記に示す。



- 2 検査部門は、検査業務及び関係書類の管理を行う。
- 3 管理部門は、検査部門の内部監査を行う。
- 4 輸出部門及び販売部門は検査部門と利害関係が生じうる関係にある。

【作成の留意事項】

1. 検査業務を実施する部門及び関連業務を実施する部門の明記

組織図を示した上で、検査業務を実施する部門及び書類の管理、内部監査等の関連業務を実施する部門を明記してください。また、当該部門の責任者の役職名を明記してください。

2. 検査業務を実施する部門と利害関係がある部門がある場合

自社で生産・販売する品目を自社にて検査（いわゆる「自主検査」）を実施する場合や、組織内に検査を実施する部門と利害関係が生じる可能性がある部門がある場合は、当該部門を明記してください。また、当該部門の責任者の役職名を明記してください。

(検査部門の独立性)

第6条

記載例（１）

当社は、組織内に農産物等の輸出、販売を行う輸出部門・販売部門を置いており、これらの部門は検査部門に対して利害関係が生じうるが、検査部門の責任者は、輸出部門・販売部門に過去２年間に在籍していないものとし、輸出部門及び販売部門は、検査部門の検査業務に対して、一切の干渉をしないものとする。

記載例（２）

当社は、農産物等の輸出、販売を業としており、輸出、販売等取扱関係者の役員に占める割合が２分の１を超えているが、輸出、販売等取扱関係部門に過去２年間に在籍していない者を検査部門の責任者及び検査業務の合否判定を行う者に充てることとする。

記載例（３）

当社は、農産物等の輸出、販売を業としており、代表理事が輸出、販売等取扱関係者となる場合があるが、この場合は、検査業務の合否判定等、検査業務に係る業務を輸出、販売等取扱関係部門に過去２年間に在籍していない役員に委任することとする。

記載例（４）

当社は、組織内に農産物等の輸出、販売を業とする部門は有しておらず、この他潜在的な利害関係を有する部門もないことから、検査部門の独立性は担保されている。

【作成の留意事項】

検査業務の公正な実施を確保する体制（法第10条の4第1項第3号関係）において、以下の①～③に該当する場合は、利害関係にあたる部門（又は者）から、検査業務を実施する部門の独立性を担保する体制を業務規程に記載してください。記載内容は、登録申請時に提出した公正な組織体制の記載表に記載した内容と同内容としてください。

- ① 組織内又は親法人に、農産物等の輸出、販売、栽培等の取扱（以下「販売等取扱」という。）を業とする部門がある場合【記載例（１）】

- ② 登録申請を行った者の役員に占める販売等取扱関係者の役員又は職員（過去2年間に販売等取扱関係者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超える場合【記載例（2）】
- ③ 登録申請を行った者の代表権を有する役員（個人の場合は申請者）が、販売等取扱関係者の役員又は職員（過去2年間に販売等取扱関係者の役員又は職員であった者を含む。）である場合【記載例（3）】
- ④ 上記のいずれにも該当しない場合【記載例（4）】

(検査員その他人員について)

第7条 代表理事は、当社に所属し、規則第31条の2に該当する者を検査員として任命する。

2 検査員は、第2条の検査申請の受付、第3条に掲げる検査及び第4条に掲げる検査報告書の交付を行う。

3 各事務所に少なくとも1名の検査員を設置する。

【作成の留意事項】

1. 検査員について

(1) 検査員は検査員としての登録基準（法第10条の4第1項第1号、規則第31条の2）を満たしている必要があります。

(2) 検査員の一覧については、登録申請時に提出を求めますので、改めて業務規程に記載する必要はありません。

2. 検査業務の実施者について

検査業務については、検査員の下で実施してください。また、申請書の受付、検査業務、検査報告書の交付について、外部委託はできません。

3. 検査員の配置について

複数の事務所で検査業務を実施する場合は、各事務所に少なくとも1名の検査員を配置してください。

第4章 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項

(機械器具その他の設備及び検査場所の点検)

第8条 当社は、検査に使用する機械器具その他の設備の定期的な保守点検を実施するものとする。

2 前項の保守点検を実施した場合には、当該保守点検の記録を作成し、これを4年間保存するものとする。

3 保守点検の記録について、農林水産省から情報提供を求められたときは、これに応じることとする。

【作成の留意事項】

1. 機械器具の保守点検について

- (1) 検査に使用する機械器具等が適切な状態で維持されていることを確認するため、機械器具等の保守点検を行う必要があります。
- (2) 保守点検の頻度や手法については、メーカーが指定する内容に基づいて実施してください。
- (3) 機械器具の一覧については、登録申請時に提出を求めますので、改めて業務規程に記載する必要はありません。

2. 保守点検の記録の保管期間について

機械の保守点検の記録は、記録後4年以上保管が必要です。

3. 保守点検の記録の報告について

植物防疫官が必要と判断した場合には、機械器具の保守点検の記録の提出を求めることがあります。

第5章 検査を行う時間及び休日に関する事項

(始業及び終業時刻)

第9条 検査を行う時間は、9時00分から17時00分までとする。(休憩時間は12時00分から13時00分まで)

2 前項の時間は、緊急時等においては、変更することができる。

(休日)

第10条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで
- 四 その他代表理事が必要と認めた日

2 前項の休日は、緊急時等においては、変更することができる。

【作成の留意事項】

始業及び終業時刻並びに休日について明記してください。

第6章 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項

(検査件数の上限)

第11条 当社が検査の申請を受けることができる件数の上限は下記のとおりとする。
ただし、各事務所の検査員が認める場合には、上限を超えた場合であっても、検査の申請を受けることができる。

1. 農学部 農学科 農学研究室

検査の区分	申請受付件数の上限	備考
精密検査	10 件／月	
目視検査	30 件／日	

2. 遺伝子診断センター

検査の区分	申請受付件数の上限	備考
精密検査	20 件／月	

3. 農学部 農学科附属研究センター

検査の区分	申請受付件数の上限	備考
目視検査	30 件／月	

4. 遺伝子診断センター農場支部

検査の区分	申請受付件数の上限	備考
精密検査	20 件／月	

【作成の留意事項】

1. 検査件数の上限を設ける理由について

登録検査機関は、検査が申請された場合、法第10条の7に基づき、正当な理由なく検査を断ることはできませんが、想定を超える件数の検査申請がされた場合に備え、検査を受けることができる件数の上限をあらかじめ設定する必要があります。記載例は、遺伝子診断と目視検査を行う機関など、検査の区分により上限が異なる場合のものです。必要に応じ、品目ごと、検査方法ごと等に上限数を分けて記載することも可能です。

2. 事務所が複数ある場合の記載方法

検査業務を実施する事務所が複数ある場合は、事務所ごとに上限件数を提示してください。

第7章 検査業務を行う場所に関する事項

(検査を行おうとする区域)

第12条 当社が検査を行う場所は、下記のとおりとする。

事務所名	区域
農学部 農学科 農学研究室【目視検査における主たる事務所】	目視検査…神奈川県全域 精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 1 号
遺伝子診断センター【精密検査における主たる事務所】	精密検査…神奈川県横浜市 123 丁目 124 番地 2 号
農学部 農学科附属研究センター	目視検査…東京都北区、板橋区、練馬区、中野区
遺伝子診断センター農場支部	精密検査…神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号

【作成の留意事項】

登録申請書の「4 検査を行おうとする区域」に記載したとおりの記載としてください。

第8章 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項

(検査に関する料金の算定方法)

第13条 検査に関する料金は、下記の料金表のとおりとする。

【記載例1】 固定料金制の料金表の例

1 基本手数料

基本手数料として、検査申請1件につき〇円

2 出張費

出張費として、1回の出張につき〇円

3 検査料の額

各号に掲げるそれぞれの検査項目に応じ、当該検査項目に掲げる額を以下に定める。

① 精密検査のうち、遺伝子診断

検査項目	料金 (円／検定ロット)
〇〇病菌の検出	〇〇円
〇〇病ウイルスの検出	〇〇円
〇〇病ウイルスの検出	〇〇円
〇〇病ウイルスの検出	〇〇円

② 目視検査

検査項目	料金 (円／件)
栽培用種子の検査	〇〇円
苗、苗木類の検査	〇〇円
生果実の検査	〇〇円
切り花の検査	〇〇円
中古農業機械の検査	〇〇円

【記載例 2】変動料金制の料金表の例

検査手数料算定基準

当社の登録検査に要する手数料の額は、以下により算出する。

$$\text{検査手数料} = \text{試薬代 (A)} + \text{機械運転費 (B)} + \text{光熱量費 (C)} + \text{人件費 (D)}$$

(100 円未満の額は切り上げ)

Aの額：検査に使用した各試薬の実費（(((使用した試薬の量／試薬容器総量) × 試薬単価) の累計)

Bの額：使用した機械のリース料（当該月のリース料（月額）×（検査に要した日数／当該月の日数））

Cの額：検定施設における検査日数分の光熱量費（当該月の電気・ガス・水道料金×（検査に要した日数／当該月の日数））

Dの額：当該月の職員の日当（定額）×検査日数×検査人数

【作成の留意事項】

1. 料金設定に当たっての留意事項

検査に関して検査申請者に求める料金は、検査に係る実費を適切に反映し、過剰に高額でないものとしてください。

2. 料金設定の記載方法

料金設定の記載方法は、固定料金制又は変動料金制のいずれかの方法としてください。変動料金制の場合は、その算定方法をここに提示してください。なお、利益については、試薬代、人件費等に含めてもかまいません。

(検査料の収納方法)

第 14 条 検査に関する料金は、銀行振込み又は現金により前納入する。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

2 収納した検査に関する料金は返還しない。ただし、当社の責に帰すべき事由により検査が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

【作成の留意事項】

検査手数料の収納の方法は、検査手数料を確実に収納できるものとし、一部の者のみが行える特殊な方法は採用しないでください。なお、支払時期は前払い、後払いのいずれとしても差し支えありません。

第9章 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項

(帳簿の作成)

第15条 当社は、検査申請書及び検査報告書の内容について、法第10条の16の帳簿（以下単に「帳簿」という。）へ整理するものとする。

2 検査申請書の写し、検査報告書の写し及び帳簿については、4年間保存するものとする。

【作成の留意事項】

1. 帳簿について

法第10条の16の帳簿に記載すべき内容とは、以下のとおりです。

- ① 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所
- ② 検査の申請を受けた年月日
- ③ 検査を行った年月日（検査報告書の交付日とします。）
- ④ 検査を行った場所
- ⑤ 検査の項目
- ⑥ 検査を行った品目及びその数量
- ⑦ 検査を行った品目の生産地又は原産国
- ⑧ 検査を行った検査員の氏名
- ⑨ 検査の結果
- ⑩ その他必要な事項

なお、検査申請書及び検査報告書についても4年間保管する必要がありますが、上記のうち、④及び⑧以外の内容は検査申請書及び検査報告書に必要な項目になりますので、検査申請書及び検査報告書に④及び⑧の情報を追記して管理することで帳簿とすることができます。

2. 帳簿の保管期間について

帳簿の保存期間は4年間となります。

第 10 章 財務諸表等の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

(財務諸表の備付け及び閲覧等)

第 16 条 当社は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これを電子ファイルとして作成後、5 年間本社において保存する。

2 1 の記録について、検査申請者等の検査関係者から請求があった場合、1 の電子ファイルを暗号化の上、請求者に交付する。

3 2 の手続に必要な額は〇〇円とする。

【作成の留意事項】

1. 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成について

登録検査機関は、法第 10 条の 11 及び規則第 31 条の 13 の定める方法により、財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）を 5 年間備え付けることとされています。

2. 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の閲覧等の請求について

登録検査機関の利害関係人は財務諸表等の閲覧等の請求を当該登録検査機関に行えるものとされています。

3. 財務諸表等の閲覧等の請求の費用について

法第 10 条の 11 では、財務諸表等の閲覧等の請求額は、登録検査機関が定めることとされていますので、業務規程において規定してください。

請求者に求める料金は、実費に相当する額を反映し、過剰に高額でないものとしてください。

第 11 章 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項

(苦情、異議申立て及び紛争の処理)

第 17 条 当社は、異議申立て又は紛争について、原因及び事実関係を確認の上、適切に処理するものとする。

2 当社は、苦情、異議申立て又は紛争の経緯及びこれらに対し実施した是正措置又は予防措置について記録するものとする。

3 当社は、賠償責任などの債務に対して適切に備えておくものとする。

【作成の留意事項】

損害賠償に対する備えとして、保険会社と契約する等の対応をする場合については、その旨記載してください。

検査申請者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理することを記載してください。

第 12 章 前各号に掲げるもののほか、検査業務に関し必要な事項

(内部監査)

第 18 条 代表理事は、検査業務に係る全ての事務所及び検査員に対する内部監査を実施するため、当社の管理部門に所属する者から内部監査員を任命する。

2 検査員は毎年度 3 月末までに、検査申請書、検査報告書、帳簿等の関係書類を内部監査員に報告する。

3 内部監査員は、関係書類の確認及び検査員への聞き取りにより監査を行い、次の事項を記載した内部監査結果報告書を作成し、代表理事に報告する。

一 監査内容

二 改善要求事項の有無

三 改善要求事項があった場合、その事項と内容

4 代表理事は、監査された分野の責任者に対し、監査の結果を通知する。改善すべき事項があった場合は、速やかに是正措置を講じ、その結果を内部監査員に提示する。

5 代表理事は、内部監査結果報告書を 4 年間保存する。

【作成の留意事項】

1. 検査業務の関係書類等の自主点検の実施について

検査が適確かつ公平に行われるよう、検査業務の関係書類等の自主点検（以下「内部監査」という。）により検査業務が公正に実施されていることの点検を行ってください。外部の機関に監査を委託する場合はその旨記載してください。

2. 内部監査の頻度について

内部監査は 1 年に 1 回以上の頻度で実施してください。

3. 内部監査に係る記録の保存期間について

内部監査に関する記録の保存期間は 4 年間としてください。

(不適切な行為の防止等)

第 19 条 代表理事は、法及び関係法令に違反する等、登録検査機関として不適切な行為の予防に努めるものとする。

2 代表理事は、法及び関係法令に違反する行為を確認したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

【作成の留意事項】

法及び関係法令に違反する行為が見つかった場合、速やかに植物防疫所へ報告してください。

(報告)

第 20 条 当社は、農林水産大臣から必要な報告を求められた場合には、法又は関係法令の定めるところにより、期限までに実施するものとする。

【作成の留意事項】

農林水産省が求めた必要な報告を実施することについても記載してください。

制 定 令和〇年〇月〇日

一部改正 令和〇年〇月〇日

第7 業務規程の（事前）提出

（1）業務規程認可申請書の事前提出について

業務規程認可申請書は、登録申請書と併せて提出することができます。

（2）業務規程認可申請書の提出方法

登録申請書を提出した植物防疫所に対して、記載例『マニュアル⑨』を参考に、規則第18号様式の申請書（以下「認可申請書」という。）を作成し、業務規程を添付して、eMAFF 又は郵送により提出してください。

（3）業務規程の認可の通知

業務規程の認可が完了した場合は、植物防疫所から、登録検査機関に通知されます。また、何らかの不備がある場合には、その旨、連絡いたします。

【業務規程の認可申請書の記載例】

〇〇年 〇月 〇〇日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名 横浜植物防疫所
住 所 神奈川県横浜市中区北仲通
〇〇-〇〇
代 表 者 氏 名 植防 太郎

登録検査機関の業務規程認可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項前段の規定に基づき、
業務規程を定めたので認可を求めます。

第 8 業務規程の変更及び業務の休止又は廃止

(1) 業務規程を変更する場合

業務規程を変更する場合は、登録申請書を提出した植物防疫所に対して、記載例『マニュアル⑩』を参考に、規則第 19 号様式に変更事項を記載し、変更事項を反映した業務規程を添付して、eMAFF 又は郵送により植物防疫所に提出してください。

業務規程の変更の手続きが完了した場合は、農林水産省から、登録検査機関にその旨通知されます。また、何らかの不備がある場合には、その旨連絡いたします。

(2) 業務の休止又は廃止する場合

検査業務の休止又は廃止する場合には、記載例『マニュアル⑪』を参考に、業務休止（廃止）許可申請書（規則第 20 号様式）に必要事項を記載の上、eMAFF 又は郵送により登録申請を行った植物防疫所へ提出してください。

業務の休止又は廃止手続きが完了した場合は、農林水産省から、登録検査機関にその旨通知されます。また、何らかの不備がある場合には、その旨連絡いたします。

【業務規程の変更認可申請書の記載例】

〇〇年 〇月 〇〇日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名 横浜植物防疫所
住 所 神奈川県横浜市中区北仲通
〇〇-〇〇
代 表 者 氏 名 植防 太郎

登録検査機関の業務規程変更認可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 9 第 1 項前段の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後
第 2 条 当社は、法第 10 条第 5 項に基づく登録に係る検査について、法第 10 条の 2 に基づく検査の区分のうち、遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査（遺伝子診断及び血清学的診断）を実施する。	第 2 条 当社は、法第 10 条第 5 項に基づく登録に係る検査について、法第 10 条の 2 に基づく検査の区分のうち、遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査（遺伝子診断及び血清学的診断） <u>及び目視検査</u> を実施する。

2 変更の理由

変更登録に伴う、業務規程の変更。

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

【業務休止〈廃止〉の記載例】

〇〇年 〇月 〇〇日

農林水産大臣 殿

申 請 者 名 公立大学法人 植防大学
 住 所 神奈川県横浜市 100 丁目 100 番地 1 号
 代 表 者 氏 名 学長 植防 太郎

登録検査機関の業務休止―〈廃止〉―許可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 10 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可を求めます。

記

- 1 当該休止―〈廃止〉―に係る者の氏名又は名称及び住所

名称	公立大学法人 植防大学
住所	神奈川県横浜市 100 丁目 100 番地 1 号

- 2 当該休止―〈廃止〉―に係る検査の区分
-
- 精密検査（遺伝子診断）

- 3 当該休止―〈廃止〉―に係る事務所の名称及び所在地

事務所名	所在地
遺伝子診断センター農場支部	神奈川県川崎市 100 丁目 100 番地 2 号

- 4 当該休止―〈廃止〉―の予定年月日
-
- 令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

- 5 休止―〈廃止〉―の理由
-
- 改修工事の実施期間中により、施設の使用ができないため。